

福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの地震により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2022年3月の福島県沖を震源とする地震の影響により2022年3月16日に「災害救助法」が適用された市町およびその隣接地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

電気料金等の特別措置の内容は以下のとおりとなっておりますので、申込方法等の詳細につきましては、ご連絡先（フリーダイヤル）または最寄りの東北電力窓口へお申し出くださいますようお願いいたします。

【「災害救助法適用市町村」および「隣接地域」】

災害救助法適用市町村		隣接地域	
宮城県	全市町村	岩手県	一関市，陸前高田市
福島県	全市町村	秋田県	湯沢市，雄勝郡東成瀬村
		山形県	山形市，米沢市，上山市，東根市，尾花沢市，最上郡最上町，東置賜郡高畠町，西置賜郡小国町，西置賜郡飯豊町
		新潟県	三条市，新発田市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

【電気料金等の特別措置内容】

1. 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2022年2月分(支払期日が2022年3月16日以降となるものに限る)，3月分，4月分および5月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが，被災時から全く電気を使用されない場合には，被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り，電気料金（不使用料金）は申し受けません。

3. 工事費負担金^{※1}の免除

被災されたお客さまが，被災前と同じ契約内容で2022年9月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は，工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費^{※2}の免除

被災されたお客さまが，2022年9月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は，臨時工事費は申し受けません。

5. 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は，その使用不能設備相当分の基本料金は，2022年9月末日まで申し受けません。

6. 諸工料※³の免除

被災されたお客さまが、2022年9月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※工事費負担金*¹、臨時工事費*²、諸工料*³とは、通常、お客さまからのお申込みにより、一般送配電事業者が運用する供給設備を新たに施設したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

【ご連絡先】東北電力 お客さまセンター

フリーダイヤル 0120-066-774（受付時間）月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時まで

【お申込み窓口】（受付時間）月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時まで

岩手県	岩手三陸営業所お客さま提案課 岩手県南営業所お客さま提案課	（釜石市甲子町第10地割210-3） （北上市本通り四丁目11番12号）
秋田県	秋田県南営業所お客さま提案課	（横手市前郷二番町11番24号）
宮城県	宮城支店生活提案グループ 宮城県北営業所お客さま提案課 石巻営業所お客さま提案課 仙台北営業所お客さま提案課 仙台南営業所お客さま提案課	（仙台市青葉区中央四丁目6番1号） （大崎市古川中里一丁目4番11号） （石巻市大街道北1丁目1番21号） （仙台市泉区八乙女四丁目5番地の1） （仙台市若林区沖野二丁目5番10号）
福島県	福島支店生活提案グループ 会津若松支社お客さま提案課 郡山営業所お客さま提案課 白河営業所お客さま提案課 いわき営業所お客さま提案課	（福島市栄町7-21） （会津若松市東栄町3-38） （郡山市細沼町1-5） （白河市中田29-1） （いわき市平字作町一丁目5-1）
山形県	山形支店生活提案グループ 最上村山営業所お客さま提案課 置賜営業所お客さま提案課	（山形市本町二丁目1番9号） （天童市天童中一丁目4番1号） （米沢市門東町三丁目2番40号）
新潟県	新発田営業所お客さま提案課 新潟県央営業所お客さま提案課 長岡営業所お客さま提案課	（新発田市新栄町三丁目1番34号） （三条市旭町一丁目11番2号） （長岡市城内町三丁目1番地）